

Q

飼っていた迷い猫に元の飼い主が現れたら？

相談者の気持ち

飼い主が見つからなかったのに迷い猫を飼って数年経った頃、飼い主だと名乗る者が現れ返してくれと言われました。返さなければならないのでしょうか？



萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。

A

猫は、民法（以下、法）上、動産として扱われます。つまり、可愛いペットではあっても法律上は単なる物として扱われますので、他の動産と同様、原則として、所有者（元の飼い主）から、返してくれと言われれば返さなければなりません。これが原則です。自宅の敷地内に何かの動産が落ちていた場合とほぼ同様です。

問題は、上記の規定に例外があることです。

すなわち、「家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者」の場合に、例外があるからです。この場合に「その占有の開始のときに善意であり」（飼い主がいることを知らなかった、という意味です。その猫を可愛がってあげよう、という意味での善意ではありません）、かつ「その動物が飼主の占有を離れた時から1カ月以内に飼主から返還の請求を受けなかったときは」「返さなくてよい」ということになっているからです（法195条）。

本件が、この例外規定に当てはまらないか、という点が問題です。

この条文に当てはまるためには、第一に、本件の猫は「家畜以外の動物」ということにならなければなりません。この条文でいう「家畜」とは、その地方では飼育されて生活するのが普通の動物という意味です。つまり、そうだとす

れば、誰かに飼育されている（＝飼い主がいるのが当然の）動物と認識すべきですから、他人が拾ったからといって短期間で拾った人のものになってしまうという結論は妥当ではないからでしょう。

猫はどうでしょうか。この点について、一般的には、猫は「家畜」と解釈されています。

つまり、この例外規定の適用はない、ということですが。

そうすると、原則に戻らなければなりません。この場合、拾ったものは、普通の落とし物と同様に遺失物として警察に届けます。警察が「公告」という手続きをとり、3カ月以内に所有者が判明しなければ拾得者が所有権を取得できません（法240条、遺失物法）。

この手続きをとっていないと、猫の所有権は昔の飼い主のまま、ということになります。

少し面倒なようですが、紛争を避けるためには上記の遺失物の手続きをとっておく必要があります。

なお、民法には、所有の意思をもって他人の物を10年か20年（他人のものと知っていたかどうかで年数が違ってきます）占有していると時効取得するという制度があります（162条1項、2項）。